

# 令和5年度 ベンチャー企業創出事業

# 募集案内

(一次募集)

令和5年5月



# 目 次

ベンチャー企業創出事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • •	1
●制度の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1
●応募対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1
●助成対象事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1
●助成金の交付条件など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1
●助成対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1
●応募の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2
● J グランツを用いた公募申請 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2
●審査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2
●事業計画の評価ポイントについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3
●助成事業者の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3
●助成事業認定後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3
●申請から助成金支払いまでの流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		4
NICO 提携保証制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		5
●制度の内容など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		5
●申請方法及び受付期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		5
助成金の受付相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		6

# ベンチャー企業創出事業

#### ●制度の目的

自らの独創的な技術やアイデアをもとに創業する者および創業間もない中小企業が取り組む事業に対し、必要な経費への助成支援を行い、新潟県内における起業家・知的資源の定住を促進し、新産業の創出を図ることを目的としています。

### ●対象者

次のいずれかに該当する者が対象となります。

(1) 創業事業計画に基づき県内で創業する者。

(交付決定後、助成対象期間内に県内に本社を置く会社※を設立し、最低5年間活動すること)

- ※「会社」とは会社法第2条第1項に規定する会社をいう。
- (2) 県内に本社があり、創業事業計画に基づく事業を営み、決算を5期終えていない中小企業者。
- ※過去に「本事業および、新規創業サポート支援事業」に応募された方は、同様の内容で再応募することはできません。
- ※個人事業から法人成りを行った場合は、個人事業を立ち上げた時点を創業と見なします。
- ※にいがた産業創造機構に対する債務の支払いが滞っている場合、応募することはできません。
- ※同一事業計画による、国(独立行政法人を含む)や市町村等の補助金との併用はできません。
- ※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する 暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。

#### ●対象事業

この助成金の対象となる事業は、自らの独創的な技術やアイデアによる事業で、次に掲げる事項に該 当する成果が期待される事業です。

- (1) 県内企業の活性化につながるもの
- (2) 県内において新たな雇用を創出するもの
- (3) 県内経済の向上に対し著しい効果が見込まれるもの

#### ●助成金の交付条件など

助成金額	500万円以内		
助 成 率	助成対象経費の2/3以内		
助成対象期間	期間 交付決定日から最長 1 年間		

## ●対象経費 ※消費税は助成対象経費にはなりません。

経費区分	助成対象経費			
	事業開始に必要な機械設備・工具器具等の購入・改良・借用・修繕に要する費用、			
事業拠点開発費事業所の増改築費				
	※不動産の取得に係る費用は除きます。(新築工事費・解体費・撤去費用は対象外)			
	原材料費、外注加工費、賃借料、旅費、委託費、消耗品費、通信運搬費、広告宣伝			
事業促進費	費、資料購入費、市場調査費、専門家謝金			
	※原材料費および外注加工費は研究開発に必要な経費に限ります。			

#### ●応募の方法

1 応募書類の作成

ます。

創業事業計画書、事業費明細書を作成してください。なお、事業案内、助成金交付申請書、事業計画書などは、NICOホームページ(https://www.nico.or.jp/)からダウンロードできます。

2 添付書類

応募書類の他に下記書類を添付して提出してください。

- (1) 法人の方は直近3カ年の決算書写し、個人事業主の方は直近3カ年の所得税青色申告書 ※創業から3カ年経過していない場合は提出可能な決算書、申告書全て。 創業1年以内で申請時に申告書の添付が出来ない個人事業主の方は、開業届の写しを添付願い
- (2) 事業の内容がよくわかる説明図等の資料
- (3) 暴力団の排除に関する誓約書
- (4) 本人確認書類 法人の場合 : 登記簿謄本の写し ※取得から3ヵ月以内のもの 個人等の場合: 運転免許証、住民票、パスポート等の写し

### ※申請にあたっては必ず事前にNICO担当者(6ページ参照)までご相談ください。

3 応募期間

# 令和5年5月9日(火)~令和5年6月9日(金) 17:00必着

- 4 申請に際しての注意事項
- (1) 申請書類を提出する前に、まずは(公財)にいがた産業創造機構までご相談ください。
- (2) 提出された書類はお返ししません。
- (3) 助成対象経費の算出にあたっては、事業完了後の確定額と大きな差額が生じないよう、実行可能性を十分に検討してください。

#### ●」グランツを用いた公募申請

本助成金は、経済産業省が運営する補助金申請システム (J グランツ) を用いた公募申請が可能です。 ※審査結果通知等、以後の手続きは書面でのやりとりになります。

J グランツの利用方法については、ホームページ(<a href="https://jgrants.go.jp/">https://jgrants.go.jp/</a>) の「申請の流れを見る」及び「よくあるご質問」をご参照ください。なお、具体的なご質問はヘルプデスク(jgrants@meti.go.jp)へ電子メールにてお問い合わせください。

#### ●審査について

- (1) ご提出頂いた事業計画に基づき、一次審査(書類審査)を行います。なお、必要に応じて現地調査を実施しますので、ご協力をお願い致します。
- (2) 一次審査を通過した事業計画については、二次審査にて申請者ご自身からプレゼンテーションを 行っていただき、事業認定の採否を決定致します。 ※詳細については別途、文書にて通知します。
- (3)審査の結果は審査会終了後に文書にて通知します。
- (4) 審査の結果、減額での採択や不採択となることがあります。

※採択されると、企業名、代表者名、事業テーマ、住所(市区町村)を公表いたします。

#### ●事業計画の評価ポイントについて

申請された事業計画については、以下のポイントを重点に評価を行います。

- (1) 提供する製品・サービスの新規性・独自性、優位性・維持継続性、競合関係
- (2) 申請事業の市場性・将来性
- (3) 事業計画の実現性・収益性
- (4) 申請者の経営力
- (5) 成果の波及効果

#### ●助成事業者の義務

助成金を受けた場合は、以下の事項を守らなければなりません。

- 1 助成事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合は、事前に承認を得ること。
- 2 事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- 3 年度半ばの事業の遂行状況について、遂行状況報告書を提出すること。
- 4 事業完了後、実績報告書を提出すること。
- 5 事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって 管理し、助成金交付の目的にしたがって効率的な運用を図ること。
- 6 事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、事前に承認を受けること。 また、処分により収入があった場合には、その収入の全部又は一部を機構に納付する場合あること。
- 7 事業の成果の事業化、事業により取得した工業所有権の譲渡、実施権の設定等により収益が生じときは、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を機構に納付する場合があること。
- 8 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終 了後5年間保存すること。
- 9 事業終了後5年間、各年における助成事業成果の事業化状況を報告及び助成事業に関する調査に協力すること。

#### ●交付決定後のスケジュール

1 交付決定通知の送付

交付決定日以降に発注(契約)した物品等が、助成対象となります。 交付決定日前において、発注(契約)した物品等は、助成対象になりません。

2 説明会の開催

経費の執行方法や事務の進め方をご説明します。

※採択者数によっては NICO 担当者が個別に説明を行います。

3 事業遂行状況報告書の提出

事業の進捗状況の中間報告を行っていただきます。随時、現地調査も行います。

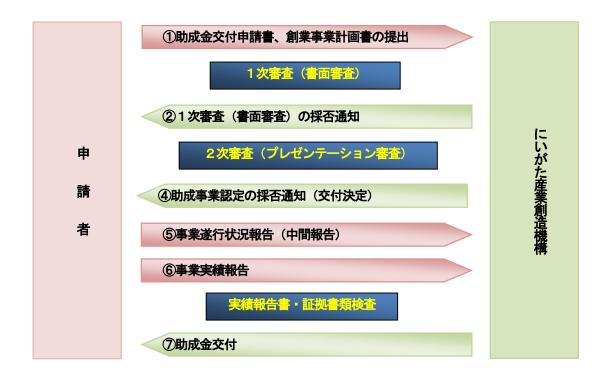
4 実績報告書の提出

事業完了後、実績報告を行っていただきます。随時、現地調査も行います。

5 助成金の支払い

実績報告書の確認後、助成金の支払を行います。

# ●申請から助成金支払いでの流れ



# NICO 提携保証制度

「ベンチャー企業創出事業」の助成事業者で、(公財)にいがた産業創造機構の推薦を受けられる方を対象とした、新潟信用保証協会との提携保証制度です。助成金は、助成事業終了後の精算払いとなりますので、その間のつなぎ資金、又は助成事業終了後の事業化のための長期資金の調達を支援する制度です。

# ●制度の内容

門反り内谷			
制度の種類	NICO 提携保証 I (ニコット I ) ●つなぎ資金	NICO 提携保証 II (ニコット II ) ●長期資金	
資格要件	助成金の交付決定を受けた中小企業者で(公財)にいがた産業創造機構の推薦を 受けられる方		
資金使途	助成対象事業に係る運転資金又は設備資金		
保証限度額	助成金交付額の範囲内	2,000 万円 ※ただし、助成金交付年度においては助成金 交付額が上限。	
保証期間	助成金支払い予定日まで	運転資金5年 設備資金7年	
返済方法	分割又は一括返済	分割返済	
連帯保証人	個人事業者の場合は不要。法人の場合、法人代表者(実質経営者を含む)		
担保	不 要		
保証料率	保証協会所定料率		

# ●申請方法・受付期間

保証推薦申込書および個人情報の提供に関する同意書を記載し、(公財)にいがた産業創造機構まで提出してください。申請受付は随時行っています。

申込書などは NICO のホームページ(https://www.nico.or.jp/) からダウンロードできます。

# 助成金の受付相談窓口

本事業の内容や申請に関するお問い合わせ、受付窓口は(公財)にいがた産業創造機構 産業創造グループ 起業・創業支援チームまでお願いします。

※申請にあたっては必ず事前に NICO 担当者までご相談ください。

受 付 窓 口	住所	メール、電話、FAX、HP
(公財)にいがた産業創造機構 産業創造グループ 起業・創業支援チーム	〒950-0078 新潟市中央区万代島 5 - 1 万代島ビル 9階	メール shinkisogyo@nico.or.jp 直通 025-246-0051 FAX 025-246-0030 https://www.nico.or.jp

# アクセス



# 【公共交通機関で】

JR 新潟駅万代口バスターミナル3番線 新潟交通「佐渡汽船線」に乗車「朱鷺メッセ」バス停下車(片道210円) 詳しくは、 新潟交通 HP をご覧下さい。

## 【高速 IC から車で(最寄 IC)】

北陸・日本海東北道「新潟亀田 IC |

磐越道「新潟中央 IC」

※駐車場は、「万代島駐車場(A~E)(ビル外)」と 「万代島ビル駐車場(ビル内)」があります。 万代島駐車場(A~E)は、入場から最初の60分間が無料です。